

平成21年度基本施策進行管理票 総括表

部名：労働委員会事務局

局長名：水澤 千秋

県民に対して果たすべき部の使命		労働委員会は、労働組合法に基づき設置された、労使紛争を専門的に取り扱う公労使の三者で構成される行政委員会です。その役割は不当労働行為の審査、労働争議の調整において、労使の自主性、自律性を尊重しつつ、紛争を迅速・的確に解決し安定した秩序ある労使関係の維持形成に寄与することにあります。加えて個別的労使紛争のあっせんの実施により、個々の労働者と使用者の間の労使紛争について、迅速な解決を図っていくことにあります。							
課名	課の使命・役割	施策名	施策展開の柱	検証指標・手段					
				検証指標・手段	現状 (基準年)	目標 (目標年)	達成状況 (年月)	区分	
審査調整課	労働委員会は、労働組合法に基づき設置された、労使紛争を専門的に取り扱う公労使の三者で構成される行政委員会です。その役割は、労使の自主解決が困難な労使紛争について、 1 労使の自主性・自律性を尊重しつつ、紛争の早期解決に向けての助力・支援を行うことにより、当事者の歩み寄り、譲歩を促進するなど労使間の調整を図ること 2 救済命令を発するという不当労働行為制度を通じて、労使間の対等な交渉を可能とするための基盤を確保し、長期的に安定した労使関係を維持、確保できるよう努めること 3 個別的労使紛争のあっせんの実施により、個々の労働者と使用者の間の労使紛争について、迅速・的確な解決を図ること というものです。 当課は、労働委員会が迅速、的確に労使紛争の調整を図れるよう、事務を行います。	労使紛争の調整及び不当労働行為審査の迅速・的確な実施並びに労働委員会制度の利用促進	不当労働行為審査の迅速・的確化	上位	1年6か月以内の終結 (1年6か月以内に終結した事件数 / 当該年度の終結予定事件数)	100% (1件/1件) (19年度)	100% (21年度)	終結事件6件のうちH18年度からの繰越1件を除き、1年6か月以内に終結しました。 (21年度)	A
				中間	早期の主張整理 (申立てから1か月以内に主張の整理を行った事件数 / 当該年度の新規申立事件数)	100% (1件/1件) (19年度)	100% (21年度)	取下げ2件を除く、新規申立の4件すべて1か月以内に主張の整理を行いました。 (21年度)	A
				中間	審査計画の遂行 (予定の期日までに最終審問を実施した事件数 / 当該年度に最終審問の実施を予定した事件数)	0% (0件/1件) (19年度)	100% (21年度)	事件に応じて争点及び証拠の整理を行い、審問の期間・回数等を定める計画を作成し、その遂行に努めました。 (21年度)	A
			集団的労使紛争に対する迅速な処理	上位	30日以内に第1回あっせんを開催した件数の割合(申請日～第1回あっせん日)	71.4% (5件/7件) (19年度)	増加を目指します (21年度)	30日以内に第1回あっせんを実施したものの5件/9件(55.6%) (21年度)	B
				中間	申請書受付後7日以内に事前調査を実施した件数の割合	33.3% (2件/6件) (19年度)	増加を目指します (21年度)	7日以内に実施したものの6件/13件(46.2%) (21年度)	A
			個別的労使紛争に対する迅速な処理	上位	30日以内に終結した件数の割合(申請日～終結日)	50.0% (9件/18件) (19年度)	増加を目指します (21年度)	30日以内に終結したものの12件/15件(80.0%) (21年度)	A
				中間	申請書受付後7日以内に事前調査を実施した件数の割合	31.6% (6件/19件) (19年度)	増加を目指します (21年度)	7日以内に実施したものの13件/15件(86.7%) (21年度)	A
			労働委員会制度の利用促進	上位	労使関係相談会の開催	0回 (19年度)	2回 (21年度)	3回 (21年度)	A
				中間	県民だより等広報媒体による労働委員会制度の紹介件数	25回 (19年度)	広報に努めます (21年度)	56回 (21年度)	A